

令和6年10月28日

事業主 各位

富山県商工労働部労働政策課長

富山県知的・精神障害者雇用奨励金の交付申請について（ご案内）

本奨励金につきましては、県の障害者雇用支援事業として、**県内に本社を有し**、一定数を超えて知的・精神障害者を雇用いただいている事業主に対し交付しているところです。

つきましては、下記の要件をご確認いただき、奨励金の支給要件に該当し申請を希望する場合は、申請書類に記入のうえ **11月29日（金）**までに富山県労働政策課へご提出（郵送）ください。

記

～富山県知的・精神障害者雇用奨励金とは～

一定数を超えて知的・精神障害者を雇用し、一定の条件を満たしている事業所に奨励金を支給し、その雇用の促進を図る制度です。（一定数：常用労働者の3%相当数又は1月あたり2人のいずれか大きい数）

支給額は、一定数を超えて雇用している知的・精神障害者1人につき月額8,000円（限度額：年額38.4万円）を支給します。

手続きは、富山県労働政策課において受付・決定・支払事務を行っております。

※ **本奨励金は富山県が交付している奨励金です。富山県内に本社を有していない場合は対象となりませんのでご注意願います。**

【事務担当・申請書類の提出先】

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県労働政策課雇用推進係 丸田

TEL:076-444-8897

E-mail: takuya.maruta01@pref.toyama.lg.jp

富山県知的・精神障害者雇用奨励金交付申請書の記入について

提出書類

- 1 富山県知的・精神障害者雇用奨励金交付申請書（様式第1号）
*令和6年4月～11月（実績）、令和6年12月～令和7年3月（見込み）の人数
- 2 知的・精神障害者雇用状況等報告書（様式第2号）

※様式第1号及び2号は、富山県 HP（以下 URL 又は 2次元コード）からダウンロードいただけます。

【URL】各種助成金等の事業

<https://www.pref.toyama.jp/1303/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/kj00008098/kj00008098-001-01.html>



※提出書類は、事業所において写しを保管してください。

- 3 障害者の確認書類として次の3点を添付してください。

(1) 障害者手帳の写し

①知的障害（重度以外）…療育手帳の写し（氏名・生年月日だけでなく、障害の程度（Bなど）がわかるページの写しも提出してください。）

②知的障害（重度）…障害の程度が「A」の場合は、療育手帳の写し（氏名・生年月日だけでなく、障害の程度（Aなど）がわかるページの写しも提出してください。）

ただし、障害の程度が「B」の場合は、障害者職業センター等の重度の「判定書」の写し（※）を提出してください（療育手帳は提出不要です。）。

※療育手帳では、障害の程度が、「A」は重度知的障害者、「B」は重度以外の知的障害者です。療育手帳「B」など知的障害（重度以外）を所持している雇用障害者が、改めて、障害者職業センター等の再判定を受けた結果、「重度知的障害者」と判定され「判定書」の交付を受けているときは、知的障害（重度）として取り扱います。

③精神障害 …精神保健福祉手帳の写し

※本奨励金の対象となるのは、精神障害者手帳が有効期限内である期間のみです。

(2) 労働時間のわかる書類の写し（雇用契約書等） …雇用日～申請日現在分

(3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

提出期限 11月29日（金）

記入上の注意

1 対象期間： 令和6年4月～令和7年3月です。

2 訂正があった場合： =で消し、上部に正しく記入してください。

例：

1 3
1 2

3 様式第1号の記入について

(1) 常用労働者数について（H29年度改正）

●（イ）欄①・・・算定基礎日（原則各月毎の初日＝1日）現在、障害者を含む週30時間以上働いている人数を記入してください。

●短時間労働者数②・・・算定基礎日（原則各月毎の初日＝1日）現在、障害者を含む週20時間以上30時間未満で働いている人数を記入してください。

●**常用労働者の総数①+ (②×0.5)・・・①と②の短時間労働者数の半分の数値 (0.5単位も記入) を合計した数値を、各月の欄に記入してください。**

※この欄の数値が 101 人以上の月が5か月以上ある場合は、この奨励金支給の対象とはなりません。(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構富山支部が窓口の国への納付金制度の申告及び障害者雇用調整金の請求が可能である場合もあります。

- (2) 令和6年12月～令和7年3月の人数について(見込み数)
知的・精神障害者の退職・雇入が確定していなければ、確定している最も新しい月と同じ人数を記入してください。
- (3) 知的・精神障害者数について
月の中で入離職した場合、算定基礎日(1日)に在籍していれば、人数に入れてください。